

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納		区 分	
		期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計							
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
所 得 税	源 泉 分	件 31,300	百万円 10,703	件 11,753	百万円 4,130	件 43,053	百万円 14,833	件 12,510	百万円 5,136	件 30,543	百万円 9,697	源 泉 分	所 得 税
	申 告 分	67,649	8,796	32,232	4,892	99,881	13,688	33,804	4,994	66,077	8,694	申 告 分	
	計	98,949	19,499	43,985	9,022	142,934	28,521	46,314	10,130	96,620	18,391	計	
法 人 税		6,198	4,043	5,358	3,836	11,556	7,879	5,696	3,870	5,860	4,009	法 人 税	
相 続 税		730	2,442	572	418	1,302	2,860	629	984	673	1,876	相 続 税	
消 費 税		49,384	16,430	34,015	18,697	83,399	35,127	31,827	19,390	51,572	15,737	消 費 税	
そ の 他		640	18	338	58	978	76	315	24	663	52	そ の 他	
合 計		155,901	42,432	84,268	32,031	240,169	74,463	84,781	34,398	155,388	40,065	合 計	

調査対象等：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

調査時点：平成19年6月30日

- (注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。
2 地方消費税は含まない。
3 相続税には贈与税を含む。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納		年 度
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計						
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
平 成 14 年 度	件 170,989	百万円 50,550	件 79,559	百万円 33,374	件 250,548	百万円 83,924	件 88,417	百万円 35,903	件 162,131	百万円 48,021	平成14年度
平 成 15 年 度	162,131	48,021	76,312	32,094	238,443	80,115	78,798	34,656	159,645	45,459	平成15年度
平 成 16 年 度	159,645	45,459	73,334	32,026	232,979	77,485	77,642	34,162	155,337	43,323	平成16年度
平 成 17 年 度	155,337	43,323	82,379	32,712	237,716	76,035	81,815	33,603	155,901	42,432	平成17年度
平 成 18 年 度	155,901	42,432	84,268	32,031	240,169	74,463	84,781	34,398	155,388	40,065	平成18年度

(3) 税務署別滞納状況

税 務 署 名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
札 幌 中	5,541	1,306	2,478	1,421	8,019	2,726	2,740	1,436	5,279	1,290
札 幌 北	20,921	3,996	9,849	3,334	30,770	7,330	9,743	3,375	21,027	3,955
札 幌 南	14,030	2,665	8,766	2,658	22,796	5,323	9,493	2,845	13,303	2,477
札 幌 西	13,782	2,671	7,750	2,606	21,532	5,277	7,795	2,643	13,737	2,633
札 幌 東	12,562	2,464	5,843	2,011	18,405	4,475	6,091	2,119	12,314	2,356
函 館	11,294	1,968	6,618	2,054	17,912	4,022	6,824	2,235	11,088	1,788
小 樽	3,524	493	2,059	532	5,583	1,025	2,032	562	3,551	463
旭 川 中	2,426	383	2,215	669	4,641	1,052	1,973	636	2,668	416
旭 川 東	6,251	908	3,547	1,163	9,798	2,071	3,622	1,123	6,176	948
室 蘭	5,527	879	2,817	805	8,344	1,684	2,880	890	5,464	794
釧 路	7,559	1,052	4,352	1,293	11,911	2,345	3,832	1,237	8,079	1,108
帯 広	7,304	1,228	4,111	1,398	11,415	2,626	4,554	1,467	6,861	1,159
北 見	3,208	470	1,926	503	5,134	973	1,667	460	3,467	513
岩 見 沢	4,243	690	2,210	583	6,453	1,273	2,027	598	4,426	675
網 走	2,173	353	1,471	439	3,644	791	1,446	447	2,198	344
留 萌	744	88	621	142	1,365	231	551	138	814	93
苫 小 牧	6,689	1,177	3,584	1,208	10,273	2,385	3,675	1,232	6,598	1,153
稚 内	1,045	170	1,285	420	2,330	589	1,151	382	1,179	208
紋 別	814	149	916	226	1,730	375	794	222	936	152
名 寄	291	24	617	104	908	128	581	98	327	30
根 室	2,046	286	1,572	417	3,618	703	1,426	416	2,192	286
滝 川	3,020	402	1,436	446	4,456	848	1,450	435	3,006	413
深 川	496	76	326	75	822	151	359	95	463	56
富 良 野	393	82	390	105	783	187	319	100	464	87
八 雲	1,261	212	926	300	2,187	513	851	314	1,336	199
江 差	489	72	321	88	810	160	248	89	562	71
倶 知 安	378	81	760	206	1,138	287	570	200	568	87
余 市	471	83	500	160	971	243	514	159	457	83
浦 河	1,220	156	879	245	2,099	401	978	251	1,121	150
十 勝 池 田	636	112	432	111	1,068	223	410	113	658	110
局 引 受 分	15,563	17,737	3,691	6,309	19,254	24,046	4,185	8,078	15,069	15,968
合 計	155,901	42,432	84,268	32,031	240,169	74,463	84,781	34,398	155,388	40,065

(注) この表は、「滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計 +
	千円	千円	千円
平 成 14 年 度	81,384,014	2,422,986	83,807,000
平 成 15 年 度	83,560,936	-	83,560,936
平 成 16 年 度	72,444,742	-	72,444,742
平 成 17 年 度	77,709,058	-	77,709,058
平 成 18 年 度	84,854,449	-	84,854,449
源 泉 所 得 税	40,147,646	-	40,147,646
申 告 所 得 税	4,982,113	-	4,982,113
法 人 税	12,109,966	-	12,109,966
消 費 税 及 地 方 消 費 税	26,246,293	-	26,246,293
そ の 他	1,368,431	-	1,368,431
還 付 金 合 計	84,854,449	-	84,854,449

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

用語の説明： 支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいい、支払委託官分とは、それが郵便局扱いのものをいう。なお、平成15年度分からは支払委託官分の取扱いが廃止され支払命令官分のみとなった。

（注） 還付加算金を含む。